

(別紙様式1)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

豪州向け輸出水産食品証明書発行申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書の発行を申請したく、下記輸出水産食品に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 魚の起源

①漁獲・養殖情報(漁獲海域、漁獲方法、養殖場、陸揚げ地等について記載すること)

②最終加工施設(未加工品にあっては最終保管施設)の名前及び所在地

2. 製品に関する説明

①品名及び種名(学名)

②区分(特定魚種か非特定魚種かを記載、養殖魚の場合は養殖魚と記載すること)

③製品の状態

④数量

⑤輸送方法

⑥積み荷の詳細(船荷証券番号、航空貨物運送表番号等)

3. 貿易情報

①荷主(輸出者)の名前及び住所

②荷受人(輸入者)の名前及び住所

4. 動物衛生情報

① The fish were eviscerated. (魚は、内臓が除去されている。)

② The head and gills were removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.

(魚は、頭とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)

③ The fish were eviscerated, the gills removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.

(魚は、内臓とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)

④ The fish were wild-caught and not grown or harvested in an aquaculture system at any stage.

(魚は、その全生育過程において養殖されていない。)

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと
- (2) 関税法 (昭和29年法律第61号) 第2条第1項第4号の「内国貨物」であること
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること
- (5) 当該貨物は別添5に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること
- (6) 豪州政府が要求する以下の条件を満たすものであること
 - ① 豪州向け輸出水産食品は、日本の権限ある衛生管理当局により承認及び監督される最終加工施設 (未加工品にあつては最終保管施設) において処理されたものであること
 - ② 製品は病気の伝染による目に見える潰瘍がないこと
 - ③ 貨物には、証明書に記されていない種の魚が含まれないこと

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 1. の①については、記入は日本語によること。1. の①以外の記入は日本語、英語併記によること
2. 「品名及び種名 (学名)」において、「品名」については商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を、「種名 (学名)」については当該魚の種名を英語で記載し括弧書きで学名を記載すること
3. 「製品の状態」については、ラウンドの魚 (whole fish)、頭及び内臓を除去した魚 (head-off, gilled and gutted, 又は head-off, eviscerated)、頭付きで内臓を除去した魚 (head-on gilled and gutted) 等を記載すること
4. 「数量」については、100 × 10 kg cartons のように1パッケージの重量とパッケージの数を記載すること
5. 「輸送方法」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
6. 「積み荷の詳細」については、船荷証券番号、航空貨物運送表番号等を記載すること
7. 「4. 動物衛生情報」については、当該豪州向け輸出水産食品が該当する項目の□のみにチェック (レ) すること

(別紙様式2)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

豪州向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 魚の起源

①漁獲・養殖情報(漁獲海域、漁獲方法、養殖場、陸揚げ地等について記載すること。)

②最終加工施設(未加工品にあっては最終保管施設)の名前及び所在地

2. 製品に関する説明

①品名及び種名(学名)

②製品の状態

③数量

④輸送方法

⑤積み荷の詳細(船荷証券番号、航空貨物運送表番号等)

3. 貿易情報

①荷主(輸出者)の名前及び住所

②荷受人(輸入者)の名前及び住所

6. ¹Zoo-sanitary information: (動物衛生情報)

I, the undersigned inspector of the certifying organization authorized by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries to certify non-salmonid finfish products to be exported to Australia, declare with respect to the consignment described above that:

(非サケ科の魚類の水産食品の証明のために、農林水産省に認定された証明書発行機関の検査担当者は、当該貨物について、以下を宣言する。)

- 6.1 The fish were processed in a premises approved by, and under the control of, the food safety authorities in Japan.
(魚は、日本の食品の衛生管理当局により承認及び監督される加工施設で処理されたものである。)
- 6.2 The fish were examined by the certifying inspector, acting under the supervision of the Competent Authority.
(魚は、権限ある当局により監督された検査官により検査されたものである。)
- 6.3 The product is free from visible lesions associated with infection.
(製品は、病気の伝染による目に見える潰瘍がない。)
- 6.4 The fish were eviscerated.
(魚は、内臓が除去されている。)
- 6.5 The head and gills were removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.
(魚は、頭とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)
- 6.6 The fish were eviscerated, the gills removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.
(魚は、内臓とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)
- 6.7 The fish were wild-caught and not grown or harvested in an aquaculture system at any stage.
(魚は、その全生育過程において養殖されていない。)
- 6.8 The consignment does not contain fish species other than the species identified on this health certificate.
(貨物には、3. に記されていない種の魚が含まれない。)

Signed at:

Place:

(証明書発行機関住所) :

.....
.....

on:

Date:

(証明書署名日) :

.....
.....

by:

Signature of inspector:

(検査担当者の署名) :

.....
.....

Official stamp:

(認定機関の印章) :

¹ Check only applicable . (証明事項6. については、該当する文書にのみチェックをすること)

証明書に関する注意事項

1. 用紙は別途指定するものを使用すること
2. 証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること
3. 「品名及び種名（学名）」において、「品名」については商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を、「種名（学名）」については当該魚の種名を英語で記載し括弧書きで学名を記載すること
4. 「製品の状態」については、ラウンドの魚（whole fish）、頭及び内臓を除去した魚（head-off, gilled and gutted, 又は head-off, eviscerated）、頭付きで内臓を除去した魚（head-on gilled and gutted）等を記載すること
5. 「数量」については、100 × 10 kg cartons のように1パッケージの重量とパッケージの数を記載すること
6. 「輸送方法」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
7. 「積み荷の詳細」については、船荷証券番号、航空貨物運送表番号等を記載すること

(別紙様式4)

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

申請機関名

所在地

代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式5)

消安第 号
水漁第 号
年 月 日

殿

農林水産省消費・安全局長 印

水産庁長官 印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式6)

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名
所在地
代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の印章の届出

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消
安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通
知)に基づき、証明書に押印する印章について下記のとおり届出します。

記

印章

(別紙様式7)

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名

所在地

代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 8)

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名
所在地
代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 24 日付け 20 消安第 12840 号農林水産省消費・安全局長通知、20 水漁第 2375 号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号